

第2次南島原市男女共同参画計画

# ハーモニープラン

夢と希望のまち  
笑顔輝く

みなみしまばら



平成25年3月

南島原市

## はじめに

「男女の差別はなくしたい。しかし、男女の違いは大切にしたい。」

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、個人の生き方の多様化、少子・高齢化の急激な進展や地域社会が大きく変化する中で、21世紀の最重要課題となっております。

国においては、平成11年に「男女共同参画基本法」が施行され、平成22年には「第3次男女共同参画計画」が策定されています。

本市においても、平成20年3月に、南島原市男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会づくりに向けて取り組んでまいりました。

この度、平成25年度から平成29年度までの5年間を期間として、本市の男女共同参画を推進するための指針となる「第2次南島原市男女共同参画計画」を策定しました。これは、男女共同参画基本法に基づき、国の基本計画及び長崎県の計画を考慮に入れ、市民意識調査及び、南島原市男女共同参画推進懇話会での審議を経て、策定したものです。

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女が共に認め合い、基本理念である「夢と希望のまち 笑顔輝く みなみしまばら」の実現を目指して、家庭・学校・職場・地域社会並びに南島原市が一体となった取り組みを進めてまいりますので、本計画の推進について、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたりまして、貴重なご提言やご意見をいただきました南島原市男女共同参画推進懇話会委員の皆さまをはじめ、関係各位に心からお礼を申し上げます。



平成25年3月

南島原市長 藤原 米幸

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 ..... 1
- 2 計画の性格と役割 ..... 2
- 3 計画の期間 ..... 2
- 4 計画策定の背景 ..... 3

## 第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 ..... 12
- 2 計画の体系図 ..... 14

## 第3章 計画の内容

- 基本目標Ⅰ 男女がともに認め合い、尊重し合う意識づくり ..... 16
  - 政策目標 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し ..... 16
  - 政策目標 2 学校教育・生涯学習における啓発推進 ..... 19
- 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進 ..... 21
  - 政策目標 3 政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大 ..... 21
  - 政策目標 4 女性人材の育成と人材情報の提供 ..... 23
  - 政策目標 5 農業・水産業・商工業等自営業における女性の自立支援 ..... 25
  - 政策目標 6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 ..... 27
  - 政策目標 7 地域における男女共同参画の推進 ..... 29
- 基本目標Ⅲ 男女の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現 ..... 31
  - 政策目標 8 男女間における暴力の根絶 ..... 31
  - 政策目標 9 生涯を通じた健康支援 ..... 33
  - 政策目標 10 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備 ..... 35

第4章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

参考資料

○南島原市男女共同参画推進懇話会設置要綱・・・・・・・・・・・・ 38

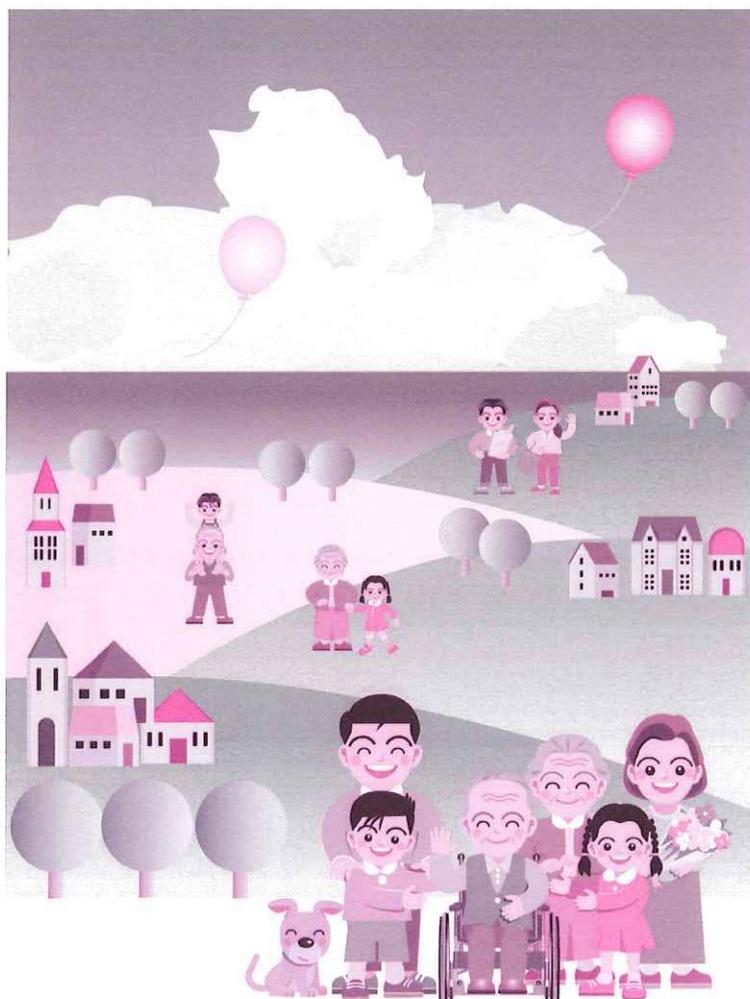
○南島原市女性人材バンク設置要綱・・・・・・・・・・・・・・ 40

○南島原市男女共同参画庁内推進会議設置要綱・・・・・・・・・・・・ 43

○南島原市男女共同参画推進懇話会委員名簿・・・・・・・・・・・・ 45

○男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

○男女共同参画に関する動き（年表）・・・・・・・・・・・・・・ 50





## 第1章

---

# 計画の策定にあたって

# 1 計画策定の趣旨

個人の生き方の多様化、少子・高齢化の急激な進展や地域社会が大きく変化する中で、女性と男性が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題となっています。

我が国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の形成に関する5つの基本理念と国・地方公共団体及び国民の責務が定められました。そして、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成12年12月に「男女共同参画基本計画」が策定され、平成17年12月には「男女共同参画基本計画（第2次）」、平成22年12月には、「第3次男女共同参画基本計画」が策定されています。

本市においては、平成23年度に実施した「南島原市男女共同参画に関する市民アンケート調査」からわかるとおり、性別による固定的な役割分担意識や職場・家庭・地域社会などにおける男女間格差は根強く残っており、私たちの生き方や働き方などに大きな影響を与えています。

「第2次南島原市男女共同参画計画」は、地域の経済力の低下や少子・高齢化と人口減少による地域の担い手の減少などの背景、また、前「南島原市男女共同参画計画」の進捗状況、国および長崎県の「男女共同参画基本計画」を受け、男女共同参画社会の形成を促進するために設置した「南島原市男女共同参画推進懇話会<sup>\*</sup>」の提言を踏まえて、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的、かつ計画的に推進するために策定するものです。

---

<sup>\*</sup>南島原市男女共同参画推進懇話会

南島原市の男女共同参画社会の形成促進を図るために設置された、委員15名から成る諮問機関。男女共同参画に関する調査研究、推進のための提言や推進活動などを行っています。

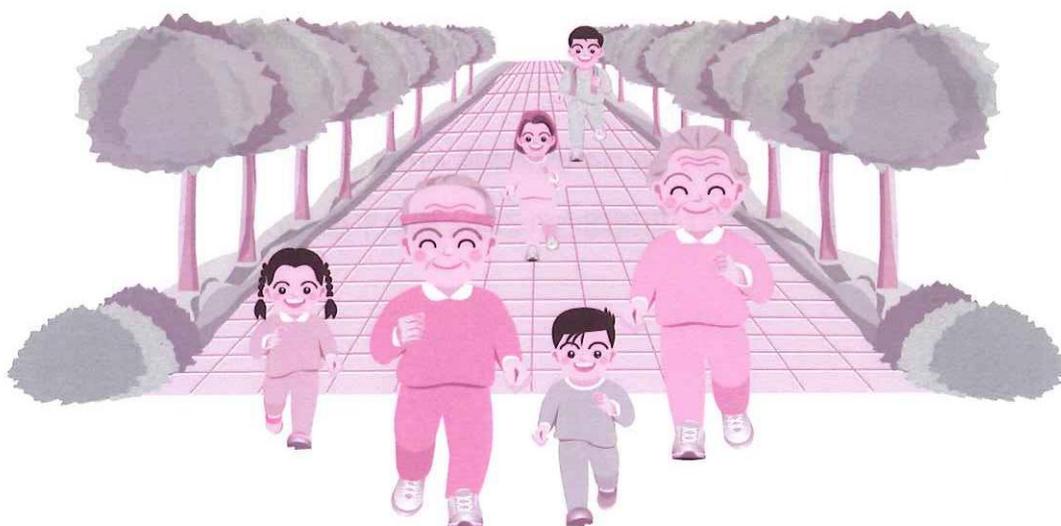
## 2 計画の性格と役割

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の規定に基づく法定計画であるとともに、男女共同参画を推進するため、様々な分野にわたる関連施策を総合的・計画的に進めていくための方針を示すものとしします。
- (2) この計画は、南島原市総合計画を上位計画とした部門計画として、他の部門計画との整合性を確保したものとしします。
- (3) この計画は、市・市民・事業者・関係団体等と協働でこの遂行に務めます。
- (4) この計画は、本市の特性や現状を踏まえたものとしします。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間としします。

なお、この計画は、社会経済環境の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行うこととしします。



## 4 計画策定の背景

### (1) 世界の動き

国連では、女性の地位向上を目指した世界的規模の行動を行うため、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、第1回世界女性会議が開催され、「平等、発展、平和」の3つの目標達成に向けて「世界行動計画」が採択されました。

1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までの10年間を「国際婦人の十年」とし、1979年（昭和54年）に国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、1980年（昭和55年）に開催された第2回世界女性会議において条約の署名式が行われました。また、「国際婦人の十年」の最終年である1985年（昭和60年）には、第3回世界女性会議が開催され、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

1995年（平成7年）には、第4回世界女性会議が開催され、女性の地位向上をうたった「北京宣言」と、12の問題領域を示した「行動綱領」が採択されました。また、2000年（平成12年）には、女性2000年会議が開催され、北京行動綱領の完全実施への決意を表明する「政治宣言」と行動綱領の更なる実施に向けての「成果文書」が採択されました。

2005年（平成17年）には、第49回国連婦人の地位委員会が開催され、「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議成果文書」が再確認され、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言が採択されました。

2010年（平成22年）には、第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」の記念会合が開催され、北京行動綱領が再確認されるなど男女平等へのさらなる取り組みが求められました。

## (2) 日本の動き

我が国においても、国際婦人年を契機として、1975年（昭和50年）に女性の地位向上のために「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977年（昭和52年）には「国内行動計画」が策定されました。また、1985年（昭和60年）には、「女子差別撤廃条約」を批准し「男女雇用機会均等法」が制定されました。

1994年（平成6年）には、「男女共同参画推進本部」、「男女共同参画室」や「男女共同参画審議会」が設置され、国の推進体制が整備されました。

1999年（平成11年）には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀の社会を決定する最重要課題と位置付け、5つの基本理念と国・地方公共団体及び国民の責務等が定められました。また、2000年（平成12年）には、「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けて、今後実施する施策の基本的方向や具体的施策が示されました。

2001年（平成13年）には、「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置され、国民に対する啓発の取り組みが強化されました。また、同年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、2005年（平成17年）には「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、基本的方向や具体的な施策が示されました。

さらに、男女が共にバランスよく仕事、家庭、地域生活ができるような社会を作るために2007年（平成19年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）<sup>※</sup>推進室」が設置されました。

2010年（平成22年）には、男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

---

### ※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

### (3) 長崎県の動き

長崎県では、1978年（昭和53年）に「婦人問題懇話会」と「婦人関係行政推進会議」が設置され、1980年（昭和55年）に「生きがい育てる長崎県の婦人対策」が定められました。1990年（平成2年）には、「2001ながさき女性プラン」が策定されるなど、総合的な女性関係行政が推進されました。

1999年（平成11年）には、「婦人問題懇話会」が「男女共同参画懇話会」に改称され、2000年（平成12年）に「男女共同参画社会基本法」の趣旨と同懇話会の提言を踏まえた「長崎県男女共同参画計画」が策定されました。

2002年（平成14年）には、「長崎県男女共同参画推進条例」が施行され、2003年（平成15年）には、同条例の施行に伴い「長崎県男女共同参画計画」が見直され、配偶者等からの暴力の防止などを盛り込んだ新たな「長崎県男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、2007年（平成19年）の「長崎県男女共同参画基本計画（改定版）」を経て、2011年（平成23年）に「第2次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン～」が策定されました。



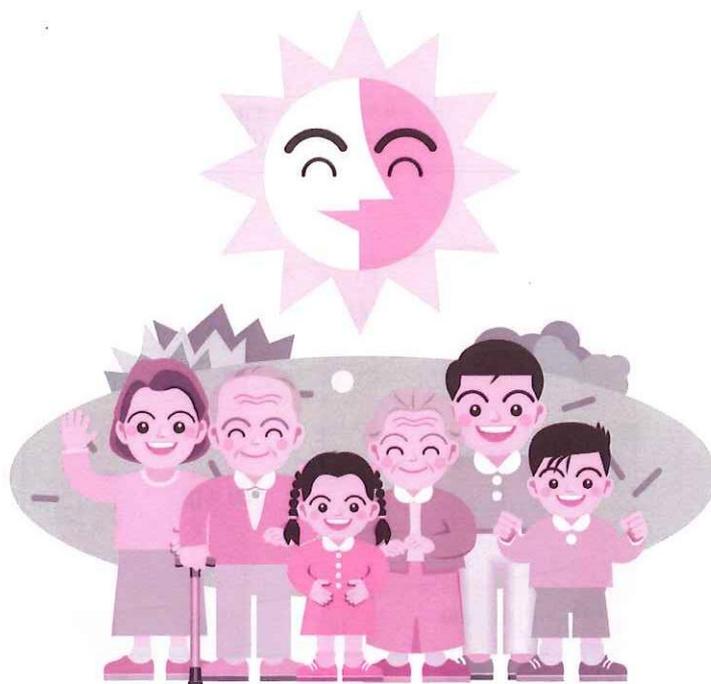
## (4) 南島原市の動き

本市では、2006年（平成18年）に男女共同参画社会づくりの提言や推進を行う「南島原市男女共同参画推進懇話会」を設置し、2008年（平成20年）に「南島原市男女共同参画計画」を策定しました。

2007年（平成19年）には、「人権・男女共同参画室」を設置し、男女共同参画の推進体制の整備を図り、同懇話会や長崎県男女共同参画推進員などが中心となり、講演会やセミナーを開催するなど、男女共同参画に関する市民への意識啓発や推進に向けた取り組みを進めてきました。

2011年（平成23年）には、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画を進めるため、「南島原市女性人材バンク」<sup>※</sup>を設置しました。また、翌年、「南島原市男女共同参画庁内推進会議」<sup>※</sup>を設置し、市役所内の推進体制を強化しました。

これらの状況を踏まえ、2013年度（平成25年度）からの新しい計画を策定しました。



---

### ※南島原市女性人材バンク

各分野において識見又は経験を有する女性の情報を必要とする者に適切に提供し、審議会等への女性の積極的登用を目指すため設置されました。

### ※南島原市男女共同参画庁内推進会議

南島原市の内部機関相互の総合的な連絡調整を図るため設置されました。男女共同参画計画の策定に関する事、男女共同参画計画に基づく施策の推進に関する事などを協議します。

## (5) 社会環境の変化

### ① 少子・高齢化の進展

本市の人口は昭和60年より減少傾向にあり、平成22年10月1日現在（国勢調査）において50,363\*人となっています。また、人口を年齢3区分別にみると、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）は減少傾向にある一方で、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、今後もこのような傾向が続くことが予想されます。

出生率<sup>\*</sup>においては、昭和60年には長崎県に比べ高い割合となっていました。低下傾向が続き平成22年には7.1と、長崎県に比べ低い割合となっています。一方、高齢化率<sup>\*</sup>においては、増加傾向が続き長崎県と比べ高い割合で推移しており、平成22年には32.3%となっています。

このように少子・高齢化が急速に進んでいる本市においては、地域を支える存在として、女性や高齢者の一層の社会参画が必要となってきます。

■ 年齢別人口の推移



\*平成22年の人口には、上記グラフ『年齢別人口の推移』の人口の他に、年齢不明10人が含まれます。

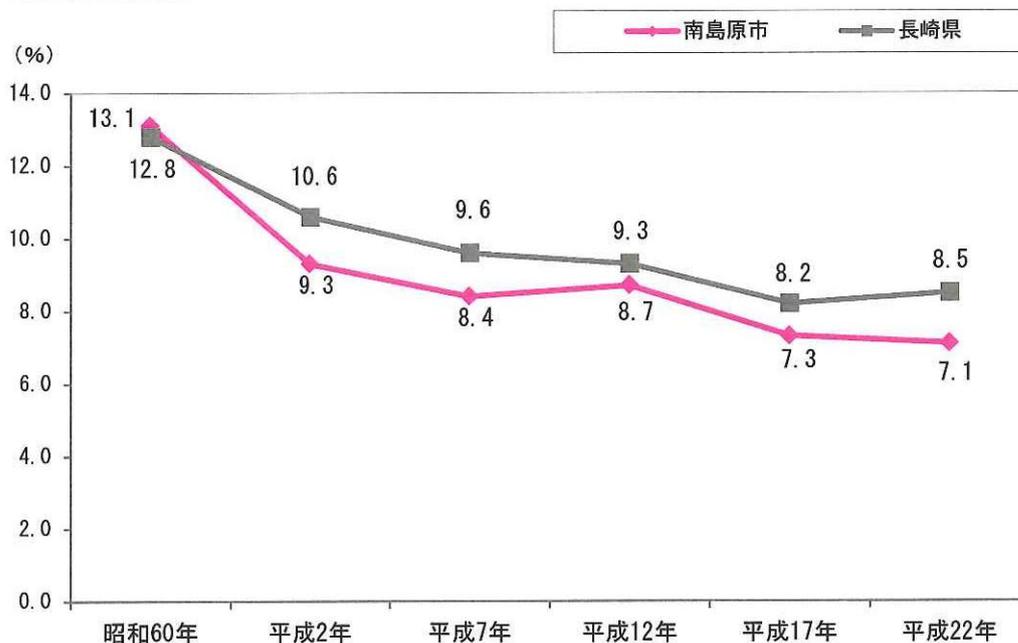
※出生率

一定期間の出生数の人口に対する割合のこと。一般に、人口千人当たりの年間の出生児数の割合のことをいいます。

※高齢化率

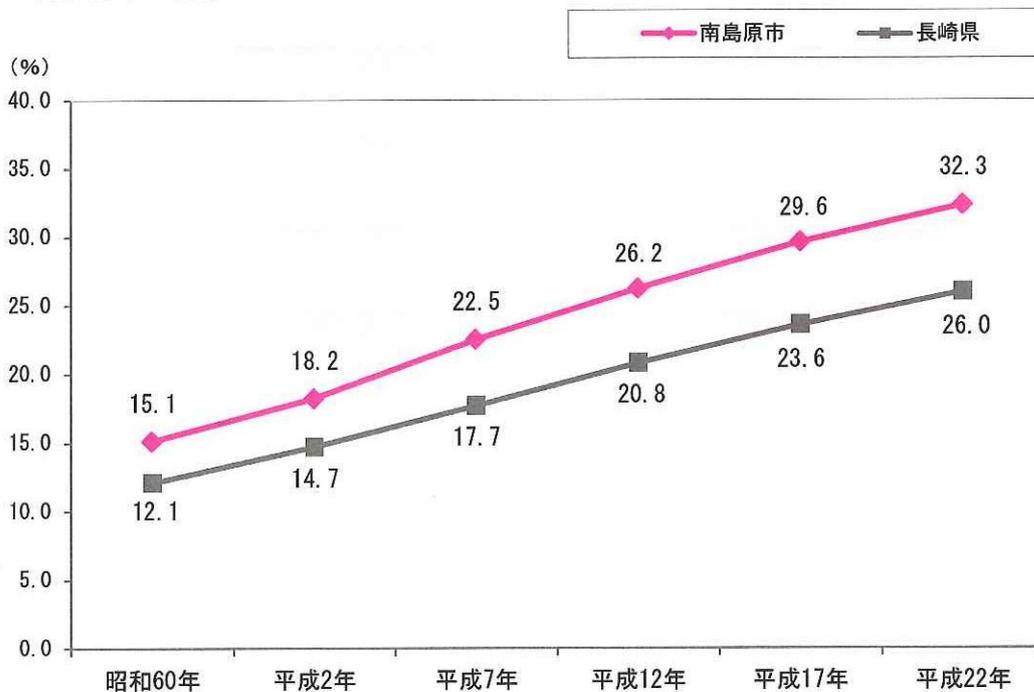
65歳以上人口が総人口に占める割合のことをいいます。

### ■出生率の推移



資料：長崎県「衛生統計年報」

### ■高齢化率の推移



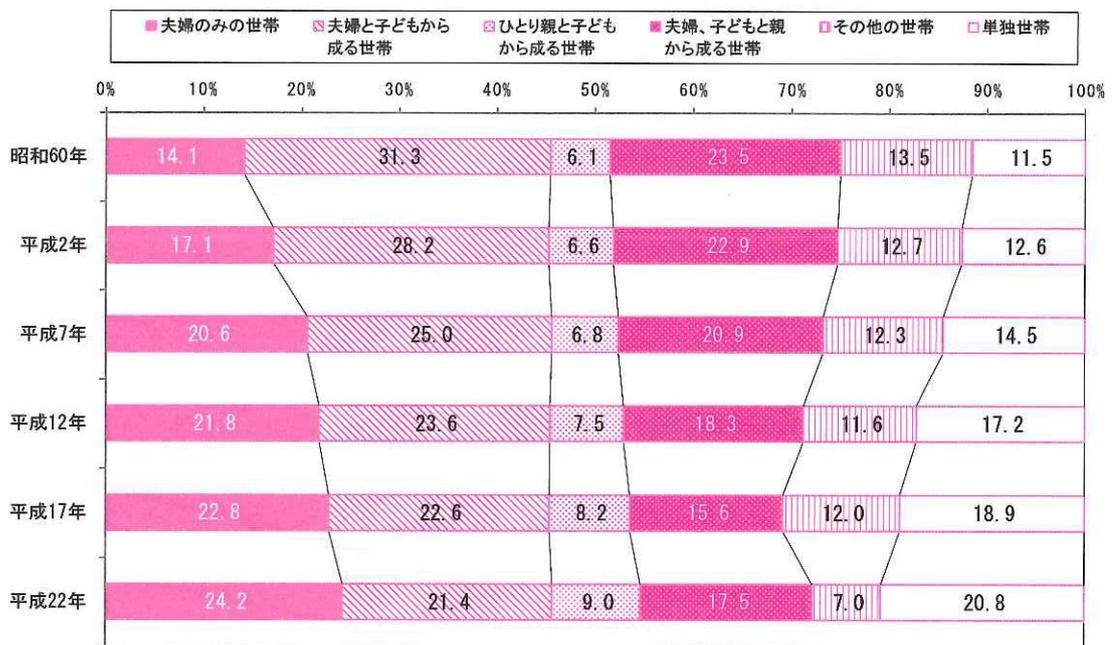
資料：総務省「国勢調査」

## ②家族形態の変化

本市の世帯類型別構成割合の推移をみると、「夫婦のみの世帯」や「単独世帯」の増加が著しく、「ひとり親と子どもから成る世帯」も微増となっています。一方で、「夫婦と子どもから成る世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小や家族形態の多様化が進んでいます。

今後もこのような傾向が続くことが予想され、家族形態の小規模化・多様化に対応した仕事と家庭の両立支援や育児・介護支援策が必要となってきています。

### ■一般世帯における世帯類型別割合の推移



資料：総務省「国勢調査」

### ③就業構造の変化

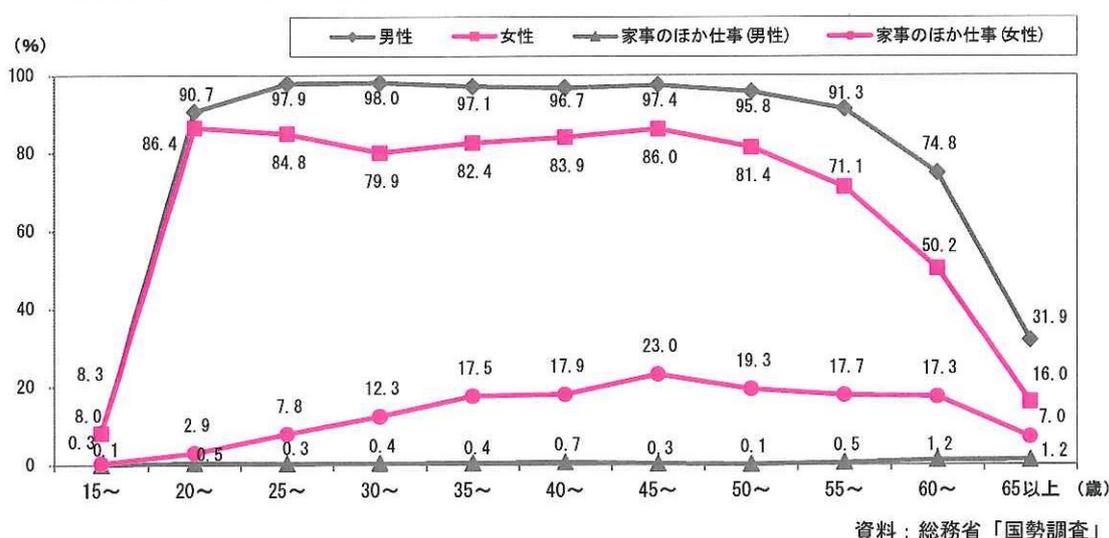
平成 22 年の国勢調査によると、本市の就業者数は 23,921 人で、うち女性の就業者数は 11,244 人と就業者全体の 47.0%を占めています。

年齢階級別労働力率<sup>※</sup>についてみると、男性の場合は逆 U 字型カーブを描いているのに対して、女性は 20 代にピークを迎え、30～34 歳で谷底となり、40 代で再びピークを迎える M 字カーブ<sup>※</sup>を描いています。これは、30 代前半の女性の多くが、結婚・出産・育児などの事情により仕事を中断し、子育てが一段落する 30 代後半から 40 代にかけて再就職するという傾向を示しています。

また、「家事のほか仕事」の割合についてみると、男女において大きな開きが見られ、特に女性の労働力率のピークである 30 代後半から 40 代においては、「家事のほか仕事」の割合が最も高くなっており、女性が仕事と家庭の二重の負担を背負っているという現状となっています。

女性の労働力の重要性が高まる中において、就業を希望する女性の働きやすい環境の整備や、男女ともに仕事と家庭における負担を担っていくような環境づくりが必要となってきています。

#### ■年齢階級別の男女労働力率



#### ※労働力率

労働力人口（就業者と完全失業者）が 15 歳以上人口に占める割合のこと。

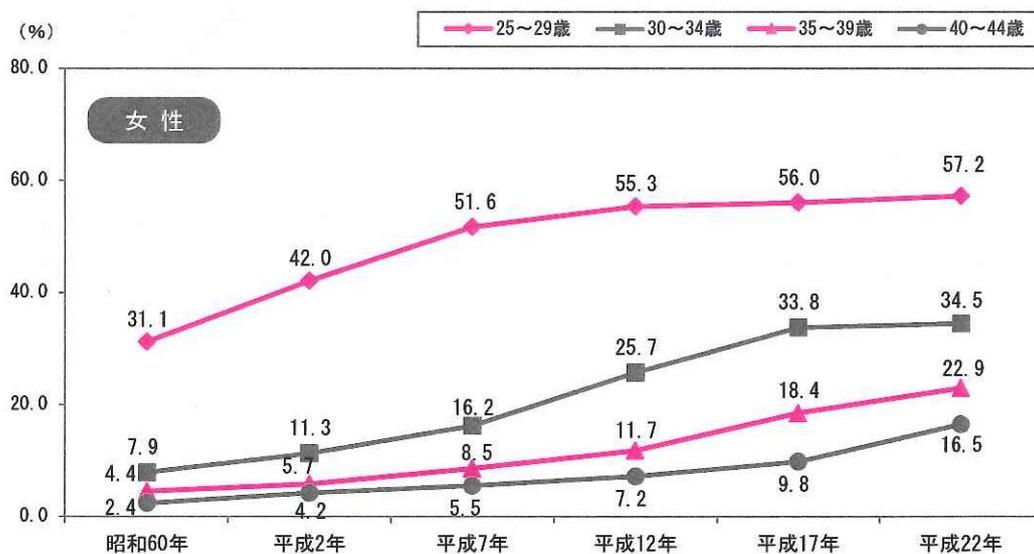
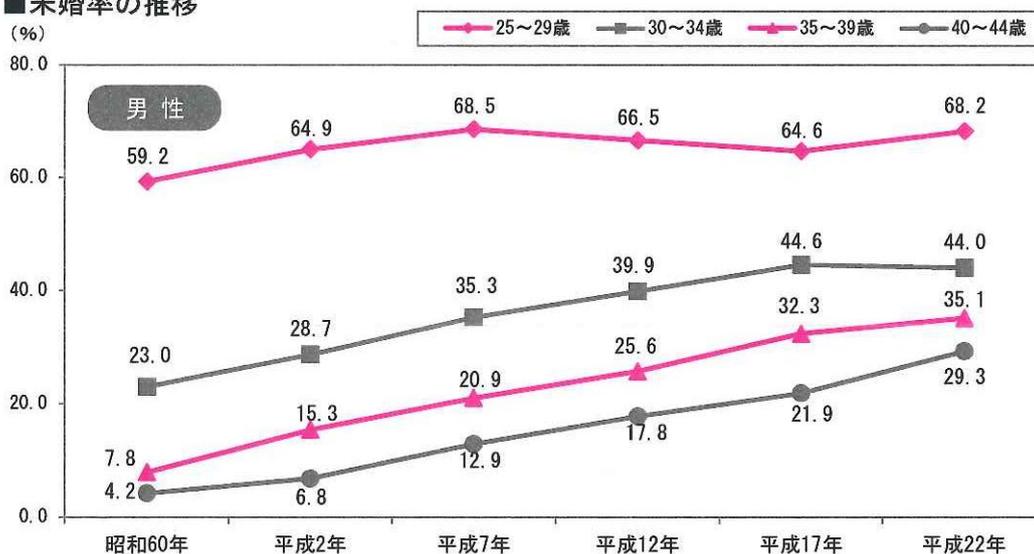
#### ※M字カーブ

日本の女性の労働人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になり、その原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにあります。なお、国際的に見ると、台形型に近くなっている国が多くなっています。

#### ④ライフスタイルの多様化

本市の未婚率をみると、男女とも各年齢階級層において上昇傾向にあります。これは、女性の社会進出が進む一方で、性別による固定的な役割分担意識などにより、女性の家事・育児への負担は軽減されていないことが要因のひとつと考えられます。また、時代の流れにより大きく変化するライフスタイルや価値観の変化も大きな要因となっています。男女が、職場・地域・家庭などのあらゆる環境においてバランスのとれた多様なライフスタイルを可能とする社会の実現が必要となってきています。

■未婚率の推移



資料：総務省「国勢調査」

## 第2章

---

# 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

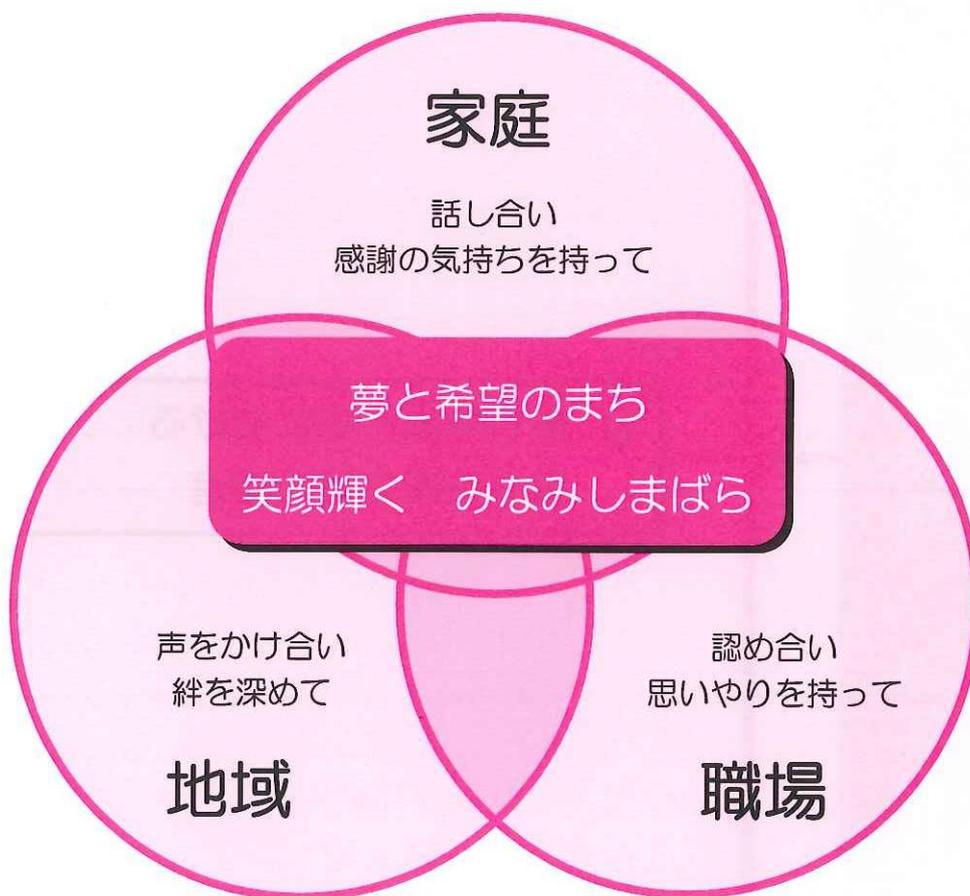
男女が、心豊かに幸せに生きるために、お互いの性別や個性を尊重し、認め合いながら、社会の対等な構成員として、家庭・職場・地域社会などのあらゆる分野で連携・共同して暮らすことができ、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を、市民とともに実現することを目指します。

### 夢と希望のまち

笑顔輝く みなみしまばら

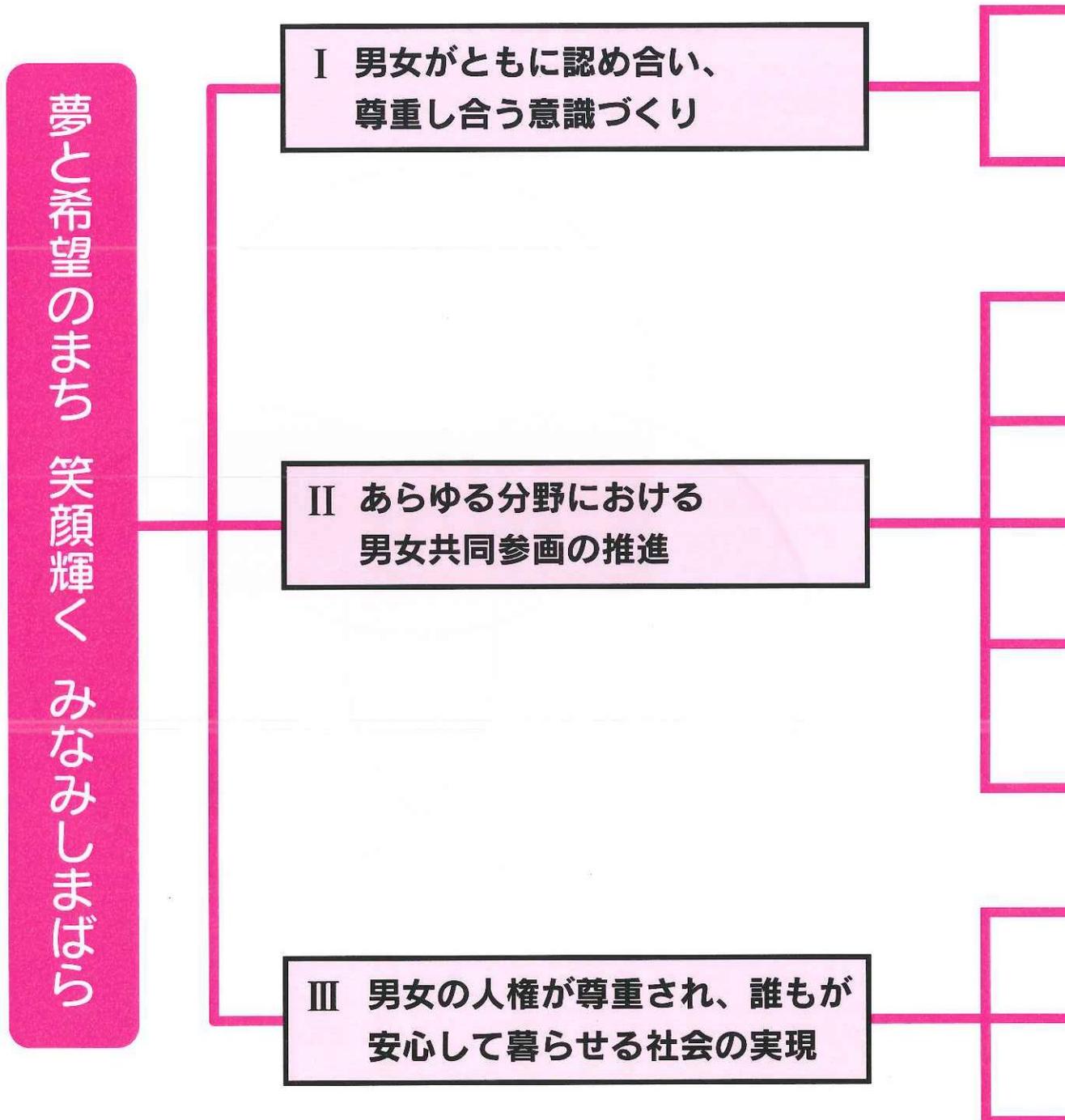


南島原市男女共同参画社会のイメージ



## 2 計画の体系図

### 基本目標



## 政策目標

## 具体的な施策

1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	(1) わかりやすい広報・啓発活動の推進 (2) 男女共同参画に関する市民意識調査の実施 (3) 男女共同参画の視点に立った表現の促進 (4) 男性に対する啓発の推進
2 学校教育・生涯学習における啓発推進	(1) 学校における男女共同参画に関する教育・学習の充実 (2) 学校における性教育の充実 (3) 生涯学習における男女共同参画を目指した学習機会の充実
3 政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大	(1) 審議会等への女性の参画の推進 (2) 役職等への女性の参画の推進 (3) 女性の積極的な採用・登用の促進
4 女性人材の育成と人材情報の提供	(1) 女性人材の育成 (2) 女性の人材発掘及び積極的な情報の提供
5 農業・水産業・商工業等自営業における女性の自立支援	(1) 家族経営・小規模事業者などへの意識啓発 (2) 女性リーダーの育成
6 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現	(1) ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・浸透 (2) 家庭における男女共同参画の促進 (3) 多様な働き方ができる環境づくりの促進
7 地域における男女共同参画の推進	(1) 地域社会における男女共同参画の推進 (2) 防災における男女共同参画の推進 (3) 女性力を生かせる地域づくりと男女共同参画の促進
8 男女間における暴力の根絶	(1) DV(ドメスティック・バイオレンス)対策の推進 (2) セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進
9 生涯を通じた健康支援	(1) 健康診査・健康教育の推進 (2) 妊娠・出産と乳幼児期における健康管理への支援
10 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	(1) ひとり親家庭の生活安定と自立支援 (2) 高齢者や障がいのある人への支援



## 第3章

---

# 計画の内容



## 基本目標 I

# 男女がともに認め合い、 尊重し合う意識づくり

## 政策目標 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

### ●現状と課題●

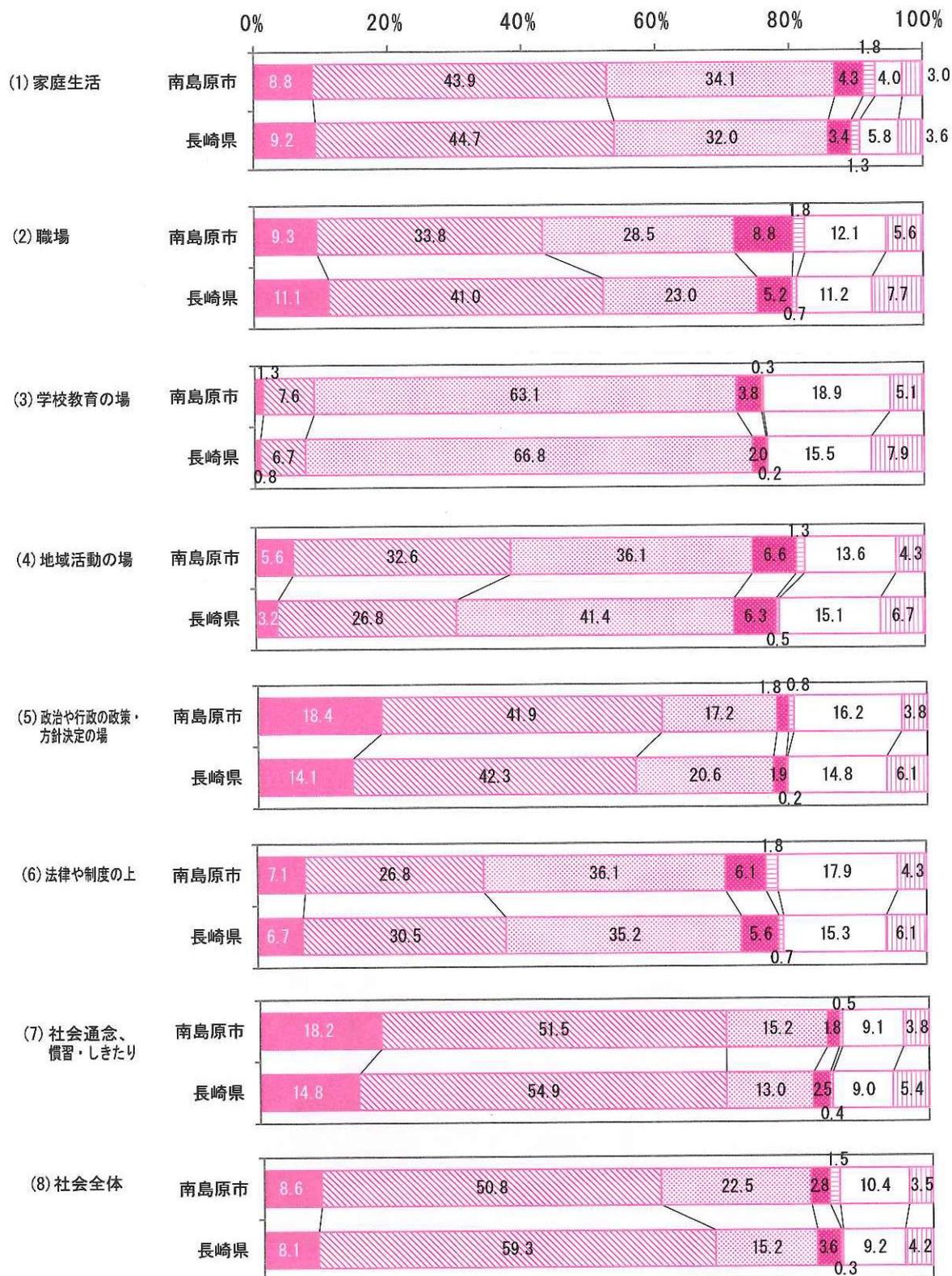
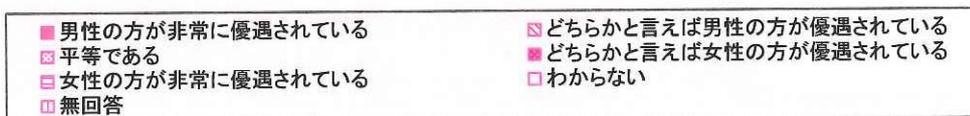
本市が平成 23 年度に実施した「南島原市男女共同参画に関する市民アンケート調査」（以下「市民アンケート調査」という。）によると、男女の平等感は、「学校教育関係の場」及び「法律や制度の上」以外において、「男性の方が優遇されている」という意見が多く、男女の不平等感が見られます。

また、平成 21 年度に長崎県が実施した「男女共同参画社会に向けての県民意識調査」（以下「県民意識調査」という。）と比較すると、「学校教育の場」、「地域活動の場」、「政治や行政の政策・方針決定の場」において、「男性の方が優遇されている」と感じる割合が県と比べ高くなっています。

このような不平等感は、「男は仕事、女は家庭」といった言葉に代表される固定的な性別役割分担意識が、社会制度や慣行の中に根強く残っていることから生じるものと思われれます。



## ■社会生活における男女平等



(南島原市：n[アンケートの回答者数]=396、長崎県：n=1,338)

資料：市民アンケート調査、県民意識調査

●具体的な施策と取り組み内容●

あらゆる分野において男女がともにその個性や能力を十分に発揮できる社会をつくりあげるために、男女の社会における活動の選択に中立的でない影響を及ぼす社会制度や慣行を見直し、また、男女共同参画に関する理解を深めるよう、あらゆる媒体や機会を通じたわかりやすい広報・啓発活動に努めます。

具体的な施策	取り組み内容	指標	実績値 (H22年度)	目標値 (H29年度)	所管課
(1) わかりやすい広報・啓発活動の推進	・講演会、啓発講座等の開催による固定的役割分担意識の解消	講演会、啓発講座の開催回数	2回	3回	人権・男女共同参画室
	・広報紙やホームページを通じた男女共同参画に関する情報提供の充実	広報紙、ホームページを通じた情報提供	2回	3回	人権・男女共同参画室
(2) 男女共同参画に関する市民意識調査の実施	・男女共同参画社会の形成に向けての課題等に関する調査の実施	市民意識調査の実施	1回	1回	人権・男女共同参画室
(3) 男女共同参画の視点に立った表現の促進	・市が発行する広報・刊行物における男女共同参画の視点への配慮	広報紙等における男女共同参画表現への配慮	適宜	継続	秘書広報課
	・市が実施する各種調査・統計等における男女別データの表示	市が実施する各種調査・統計等における男女別データの表示	適宜	継続	関係各課
(4) 男性に対する啓発の推進	・男性に対する男女共同参画イベントへの参加促進 ・男性にとっての男女共同参画についての理解促進	男女共同参画イベントにおける男性参加割合	20%	50%	人権・男女共同参画室

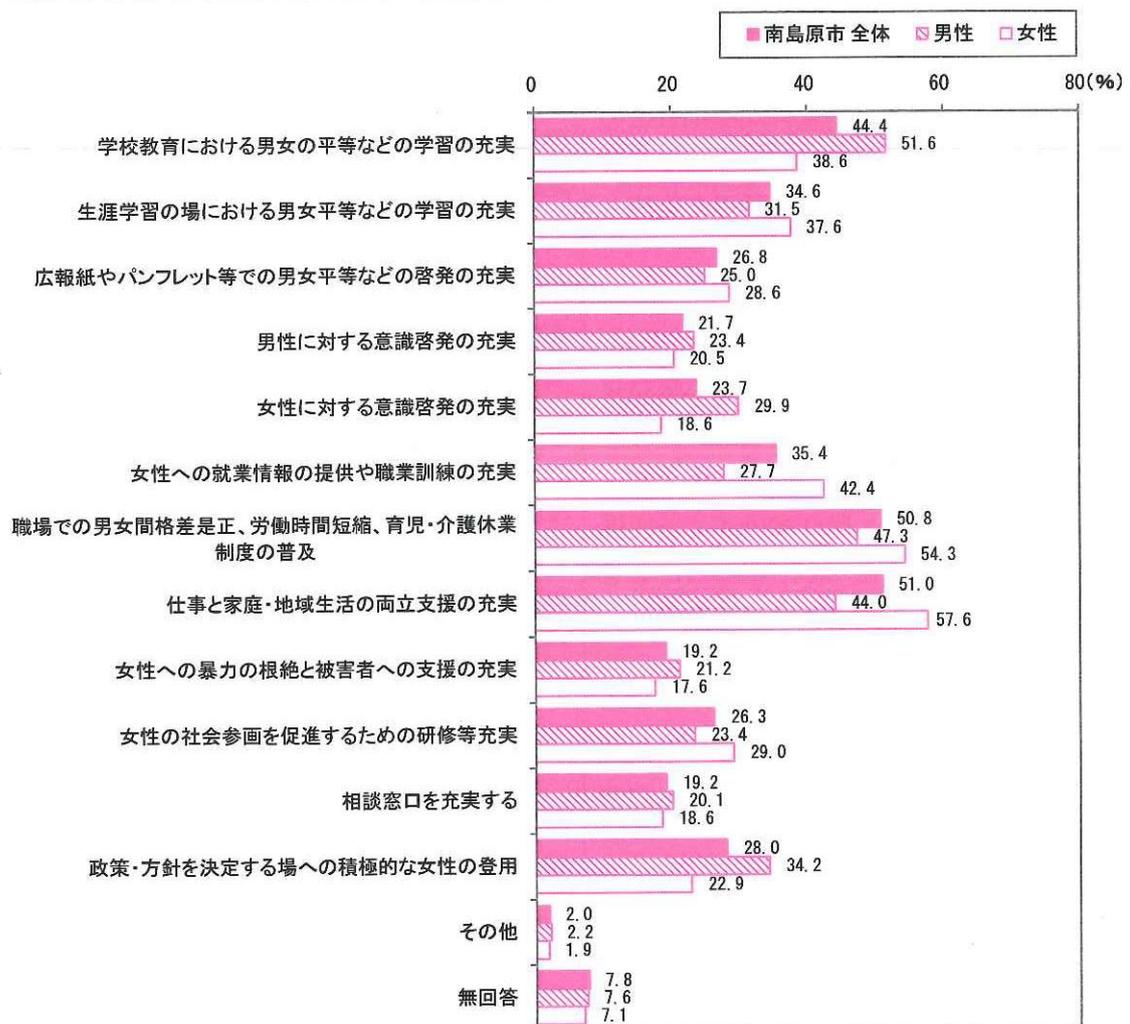
## 政策目標2 学校教育・生涯学習における啓発推進

### ●現状と課題●

次代を担う子どもたちが、健やかにそして個性と能力を発揮できるように育っていくため、子どもの頃から、男女共同参画について理解し、また将来を見通した自己形成ができるよう取り組みを進める必要があります。

さらに、子どもたちが健全に育つため、健康教育・性教育・DV（ドメスティック・バイオレンス）予防教育を推進するとともに、子どもの安全安心の確保についても配慮する必要があります。

### ■男女共同参画社会実現のために必要なこと



(南島原市：n=396)

資料：市民アンケート調査

●具体的な施策と取り組み内容●

固定的な性別役割分担意識にとらわれることのない男女平等の学校教育・生涯学習を推進します。

具体的な施策	取り組み内容	指標	実績値 (H22年度)	目標値 (H29年度)	所管課
(1) 学校における男女共同参画に関する教育・学習の充実	・教職員への人権教育研修の実施	教職員への人権教育研修会実施回数	1回	1回	学校教育課
	・生涯を見通したキャリア教育の推進	性別にとらわれない進路指導	適宜	継続	学校教育課
(2) 学校における性教育の充実	・発達段階に応じた適切な性教育の実施	命の授業の実施回数	1回	2回	学校教育課
	・科学的な知識、命の大切さ、人間尊重、対等な関係づくりについての授業の実施 ・DV予防教育の実施	経年的にいのちの学習を実施する中学校数	3校	6校	こども未来課
(3) 生涯学習における男女共同参画を目指した学習機会の充実	・あらゆる機会を通じた男女共同参画啓発講座の実施 ・男女共同参画の視点に立った講座の実施	各種団体等への出前講座の開催回数	1回	2回	人権・男女共同参画室 生涯学習課

## 基本目標Ⅱ

# あらゆる分野における 男女共同参画の推進

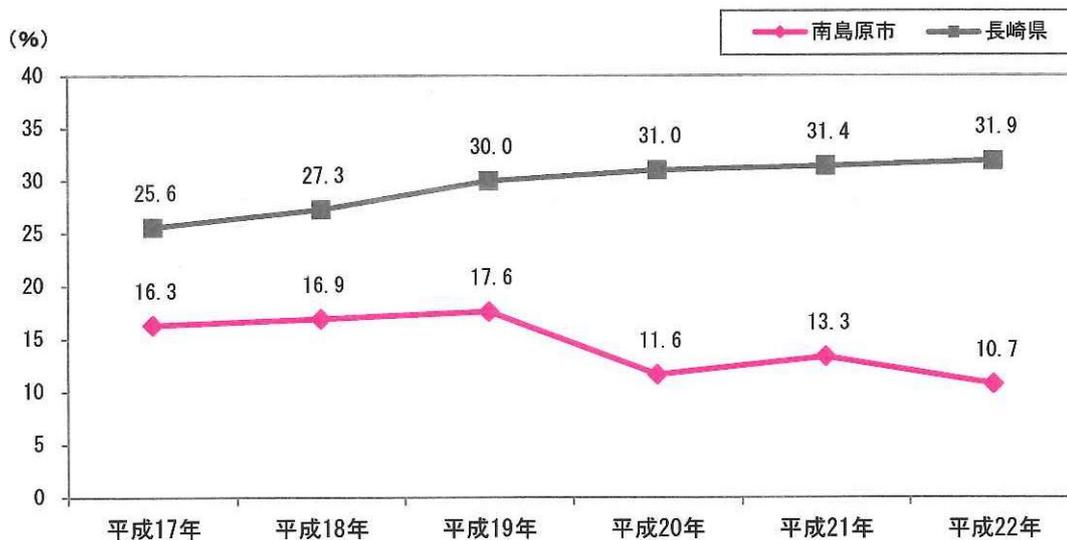
### 政策目標3 政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大

#### ●現状と課題●

長い歴史に培われた制度や慣行により、これまで政策・方針の立案及び決定については男性の手に委ねられていたのが現状です。女性・男性の双方が対等に参画する機会を確保することが重要です。

女性の社会進出は進んでいるとは言われますが、本市における審議会等への女性委員の登用率を見ると、平成22年4月1日現在で10.7%となっており、長崎県と比較すると21.2ポイントも下回るなど、女性の政策・方針の立案及び決定過程の場への参画は十分とはいえません。

■審議会等の女性委員の登用状況



資料：市・県調査

### ●具体的な施策と取り組み内容●

市は率先して、政策を検討する審議会やこれまで女性の参画が少なかった分野において、女性人材バンクを活用するなど、女性の参画を拡大する積極的な取り組みを推進するとともに、企業や各種団体等における女性の参画拡大を支援していきます。

また、本市における女性管理職の登用率は6.5%と低く、今後も継続して女性の管理職への登用を進めていきます。

具体的な施策	取り組み内容	指標	実績値 (H22年度)	目標値 (H29年度)	所管課
(1) 審議会等への女性の参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市審議会等の女性登用の促進</li> <li>・市が設置する審議会等の女性委員の登用率及び登用計画調査の実施</li> </ul>	審議会等の女性の登用率	10.7%	33.3%	人権・男女共同参画室
(2) 役職等への女性の参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市における女性管理職の登用</li> <li>・市職員の能力向上のための研修の実施</li> </ul>	市職員の女性管理職の登用率	6.5%	13.0%	人事課
(3) 女性の積極的な採用・登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性人材バンクの活用</li> <li>・各種団体、関係機関等に女性の積極的な参画に向けた啓発の推進</li> </ul>	女性人材バンクからの委員登用数	—	20人	人権・男女共同参画室

※女性人材バンクからの委員登用（平成24年3月31日現在）：7人

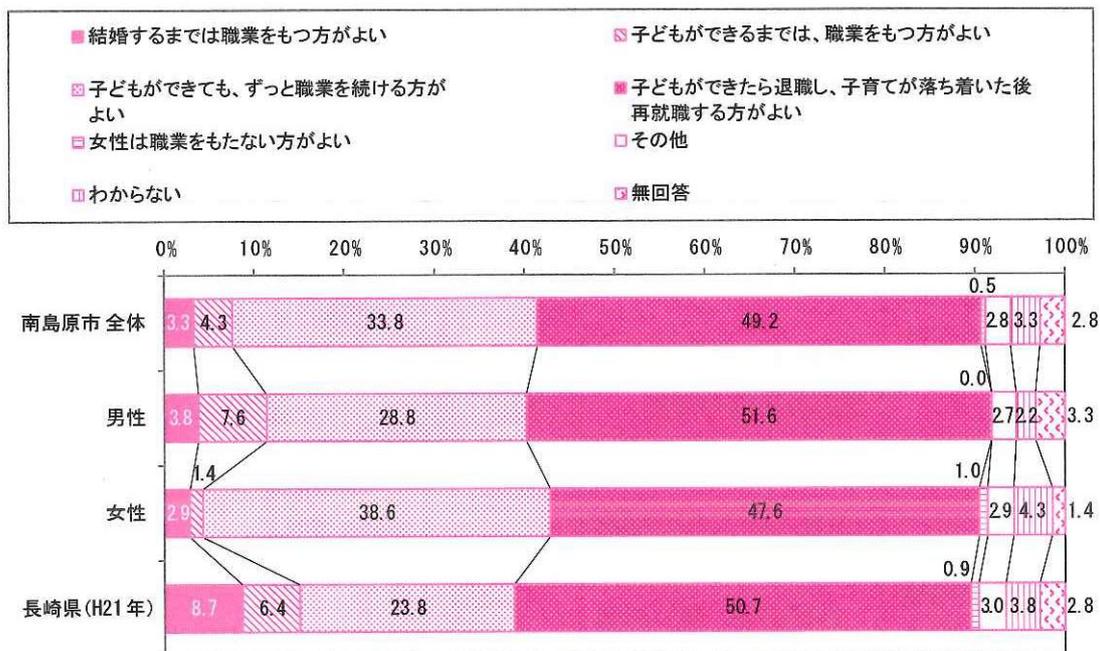
## 政策目標 4 女性人材の育成と人材情報の提供

### ●現状と課題●

地域経済が低迷する中、少子・高齢化による労働力人口の減少や地域の活力低下が進み、多様な人材の活用による地域の活性化が求められています。

性別による固定的な役割分担意識などのため、これまで活躍の分野が比較的限定されがちだった女性が、その能力を十分に発揮して社会に参画する機会を増やすことは、市の活性化を進める上で不可欠です。

### ■女性が職業をもつことに対する考え方



(南島原市：n=396、長崎県：n=1,338)

資料：市民アンケート調査、県民意識調査

●具体的な施策と取り組み内容●

女性自らが男性と対等な社会の構成員として社会的責任を担うという意識を持ち、その能力をより高めていくことが重要であり、そのための人材育成の充実を図ります。

具体的な施策	取り組み内容	指標	実績値 (H22年度)	目標値 (H29年度)	所管課
(1) 女性人材の育成	・女性力を高めるための講座の開催	女性講座 (公民館講座)の 開催講座数	3講座	3講座	生涯学習課 人権・男女 共同参画室
(2) 女性の人材 発掘及び積極的な 情報の提供	・女性人材バンクの登録促進 ・女性人材バンク登録者に対する積極的な 情報提供	女性人材 バンクの 登録者数	—	150人	人権・男女 共同参画室



※女性人材バンク登録者数（平成24年3月31日現在）：123人

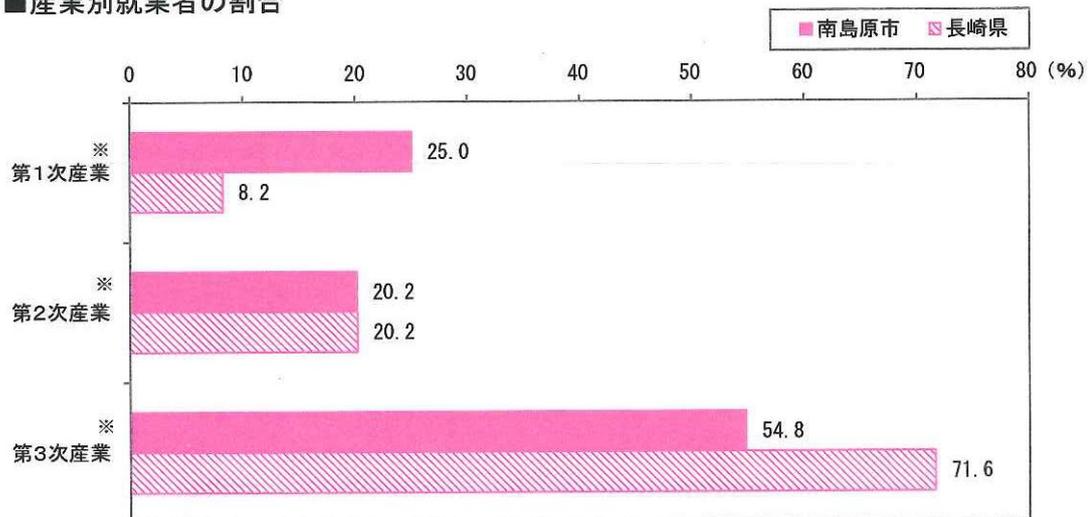
## 政策目標5 農業・水産業・商工業等自営業における女性の自立支援

### ●現状と課題●

農林水産業や商工業などの自営業においては、多様な視点や発想を持つ女性が参画することにより、産業自体の活性化が期待されます。

しかし、地域に残る性別による固定的な役割分担意識や慣習などから、女性が持つ能力が適正に評価されていないのが現状です。また、女性が重要な役割を果たしているにもかかわらず、家族経営であるがため適正な報酬や就業条件が確保しにくい状況となっており、家族の話し合いをベースとする家族経営協定<sup>※</sup>制度等の活用による女性の経営参画や、女性に偏っている家事・育児などの負担の見直しを進める必要があります。

■産業別就業者の割合



資料：総務省「国勢調査」

#### ※家族経営協定

農業経営計画や生活設計を立てるため、経営や暮らしについて家族みんなで話し合いにより決めるもの。

#### ※第1次産業

農業・林業、漁業

#### ※第2次産業

鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業

#### ※第3次産業

電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されるものを除く）

●具体的な施策と取り組み内容●

固定的な性別役割分担意識や慣習にとらわれることなく、男女が対等なパートナーとして経営や事業運営の方針決定などへ参画できる環境づくりに努めます。

具体的な施策	取り組み内容	指標	実績値 (H22年度)	目標値 (H29年度)	所管課
(1) 家族経営・小規模事業者などへの意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の推進</li> <li>・政策・方針決定過程への女性の参画促進</li> </ul>	家族経営協定の締結数	481組	531組	農林課
		農林漁業体験民泊受入軒数	23軒	150軒	商工観光課
(2) 女性リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性リーダー育成の研修会等の開催</li> </ul>	女性農業者研修会の開催回数	7回	8回	農林課
		商工会女性部研修会の開催回数	1回	3回	商工観光課



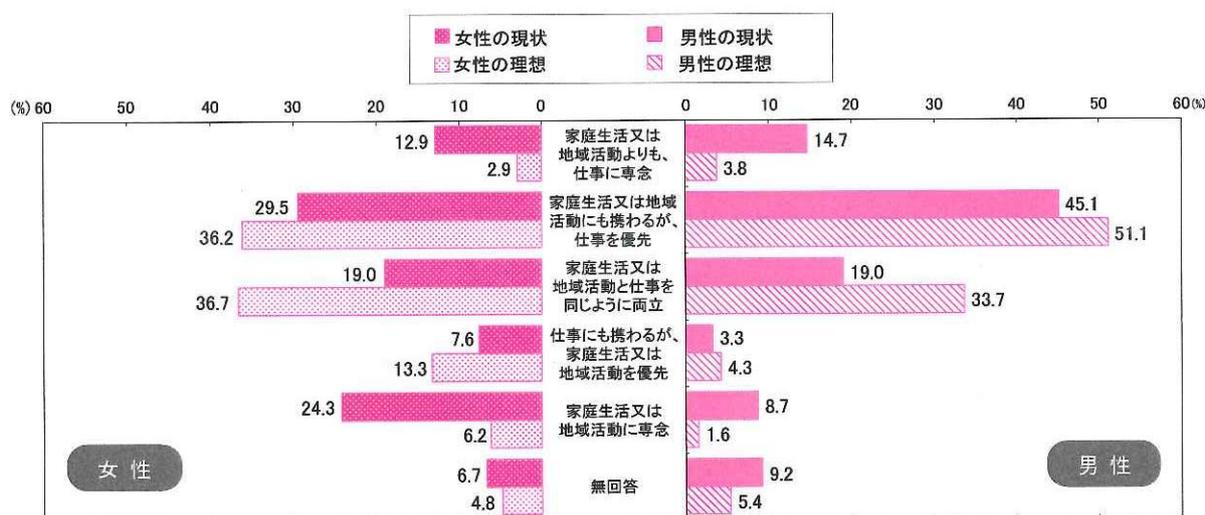
## 政策目標 6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

### ●現状と課題●

市民意識調査の結果によると、仕事と家庭生活や地域活動への望ましい関わり方について聞いたところ、女性では「同じように両立」がもっとも多く36.7%ですが、現状では「同じように両立」している女性は19.0%となっています。また、男性は「仕事に専念」するのが望ましいと感じている人の割合は3.8%と少ないのに対し、現状は14.7%が「仕事に専念」していると答えており、女性も男性も望ましい関わり方と現状では差が見られます。

仕事、家庭生活、地域活動について自らの望むバランスで生活できる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）<sup>※</sup>」は、市民の健康を維持し、安心して暮らしていく上で重要なものであり、その実現に向け、社会的気運の醸成を図っていく必要があります。

### ■仕事、家庭、地域活動への望ましい関わり方と本人の現状



(南島原市：n=396)

資料：市民アンケート調査

### ※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

●具体的な施策と取り組み内容●

男女がともに、仕事と家庭生活や地域活動に参画し、豊かな生活を送ることができるよう、家族が互いに尊重し協力しあって家事、育児、介護などに取り組む必要があります。また、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい職場環境づくりや、長時間労働の抑制、多様な働き方の普及、子育て支援策の充実など、様々な環境の整備も進めていきます。

具体的な施策	取り組み内容	指標	実績値 (H22 年度)	目標値 (H29 年度)	所管課
(1) ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・浸透	<ul style="list-style-type: none"> <li>講演会、啓発講座の開催による周知</li> <li>長時間労働の抑制</li> </ul>	講演会・セミナー等の開催回数	2回	3回	人権・男女共同参画室
		市職員におけるノ残業デーの実施	毎週水曜日	継続	人事課
(2) 家庭における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定的役割分担意識の解消に向けた広報・啓発の充実</li> </ul>	講演会・セミナー等の開催回数	2回	3回	人権・男女共同参画室
(3) 多様な働き方ができる環境づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育や介護のための施設やサービスの充実</li> <li>育児・介護休業を取得しやすい環境づくり</li> </ul>	延長保育を行う認可保育所数	26か所	26か所	こども未来課
		放課後児童クラブ数	15か所	19か所	こども未来課
		一時保育を行う認可保育所数	9か所	15か所	こども未来課
		地域子育て支援センター数	14か所	15か所	こども未来課
		市職員における育児・介護休業の取得	適宜	継続	人事課

## 政策目標 7 地域における男女共同参画の推進

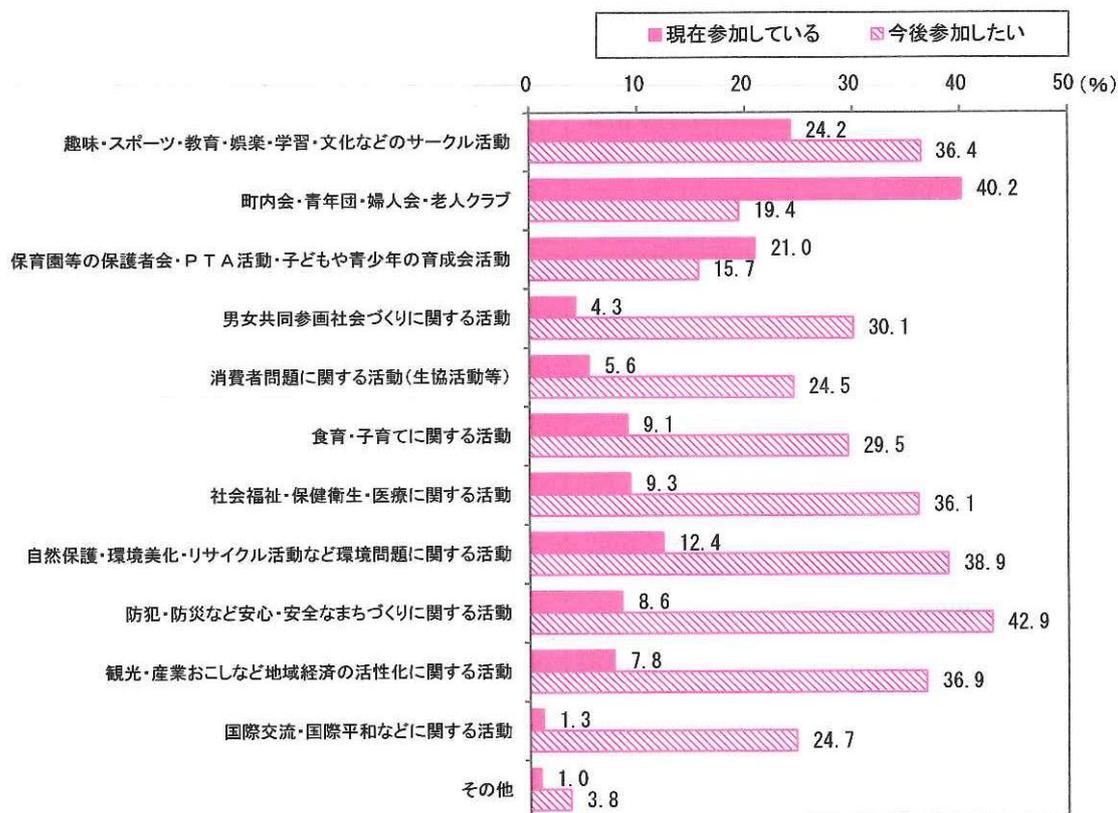
### ●現状と課題●

地域社会の活力低下が懸念されるなか、男性のボランティア活動へのさらなる参加や、女性の自治会での意思決定過程への参加を通じ、新たな視点で暮らしに密着した課題や地域の活性化に取り組むことが豊かな地域づくりを進めるうえで重要となっています。

男女の固定的役割分担意識にとらわれ、実際に活動に関わっている女性は多くても、方針決定過程の場に、女性の参画が十分なされていないのが現状です。

また、災害時には増大した家庭的責任が女性に集中したり、被災地において女性が安心した生活を送れないなどの問題が出てきます。また、災害後の対応において、女性や子育て家庭のニーズ、視点に配慮した支援も必要になってくるため、女性の視点を取り入れた防災体制の確立や防災現場への女性の進出が求められています。

### ■地域社会活動への分野別の参加状況と今後の参加意向



(南島原市：n=396)

資料：市民アンケート調査

●具体的な施策と取り組み内容●

女性と男性が協力して、新たな視点で、潤いのある豊かな地域生活のために、様々な課題の解決や地域の活性化に取り組んでいきます。

具体的な施策	取り組み内容	指標	実績値 (H22年度)	目標値 (H29年度)	所管課
(1) 地域社会における男女共同参画の推進	・固定的役割分担意識の解消に向けた広報・啓発の充実	講演会・セミナー等の開催回数	2回	3回	人権・男女共同参画室
	・地域イベントへの積極的な参画促進	各種イベントのスタッフ数	3,200人	3,200人	企画振興課
(2) 防災における男女共同参画の推進	・男女共同参画の視点に立った防災対策の展開	市防災会議の女性委員登用率	0%	10%	総務課
(3) 女性力を生かせる地域づくりと男女共同参画の促進	・女性リーダーの育成 ・地域の女性団体等との連携及び支援	女性人材バンクの登録者数	—	150人	人権・男女共同参画室

※女性人材バンク登録者数（平成24年3月31日現在）：123人

## 基本目標Ⅲ

# 男女の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の実現

## 政策目標 8 男女間における暴力の根絶

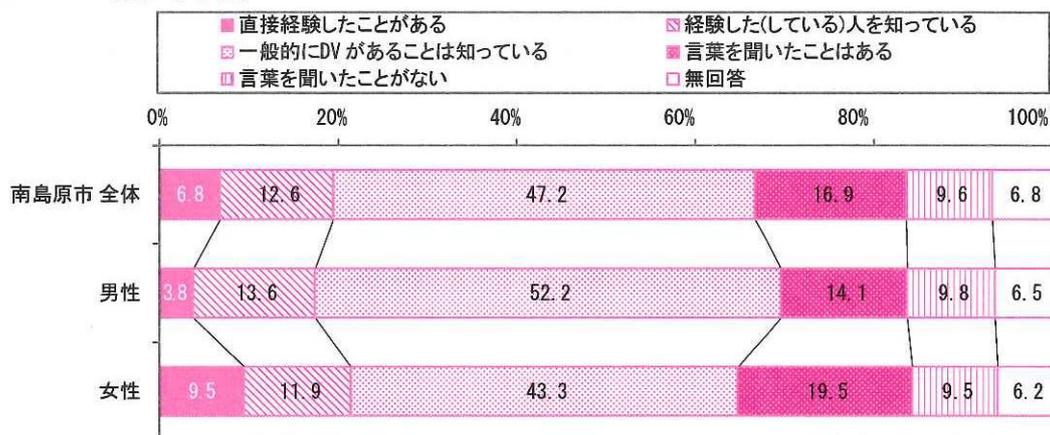
### ●現状と課題●

暴力は誰に対しても許されるものではありませんが、特に、女性に対する暴力には、性犯罪、売買春、DV<sup>※</sup>(ドメスティック・バイオレンス)、セクハラ<sup>※</sup>(セクシュアル・ハラスメント)、ストーカー行為など様々な形態があり、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差などの男女がおかれている状況に起因していることから、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題となっています。市民意識調査によると、DVの直接経験者は6.8%で、「自分のまわりに経験した(している)人がいる」は12.6%となっており、男性に比べると女性の被害が多くなっています。

また、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力等についても、児童虐待にあたることから、適切な対応が必要です。

また、市民意識調査によると、女性の7.6%がセクハラを経験したことがあるという結果が出ています。職場におけるセクハラは、労働者の能力発揮の妨げにつながることから、防止対策の徹底を進める必要があります。

### ■DVに関する経験



(南島原市：n=396)

資料：市民アンケート調査

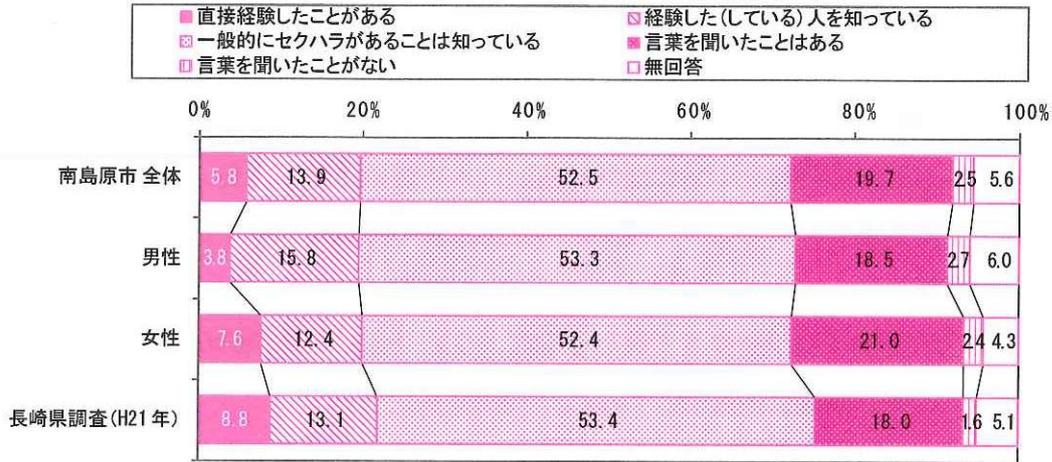
※DV(ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人など密接な関係にある者、またはあった者からふるわれる身体的・心理的・性的な暴力。

※セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)

相手の意に反した性的な性質の言動のことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、さまざまな態様のものが含まれます。

## ■セクハラに関する経験



(南島原市：n=396、長崎県：n=1,338)

資料：市民アンケート調査、県民意識調査

## ●具体的な施策と取り組み内容●

男女間の暴力の根絶は本市においても重要な課題であり、暴力は絶対に許さないという認識を広く社会に徹底し、その根絶に向けて取り組んでいきます。

具体的な施策	取り組み内容	指標	実績値 (H22年度)	目標値 (H29年度)	所管課
(1) DV対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• DV 被害相談体制の充実</li> <li>• DV 防止のための啓発</li> <li>• 児童虐待防止対策の整備</li> </ul>	DV相談の受付件数	41件	継続	こども未来課
		DV防止講演会等の開催回数	1回	1回	こども未来課
		児童相談件数	60件	継続	こども未来課
(2) セクハラ等の対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 企業・団体へのセクハラ防止のための啓発</li> </ul>	セクハラ防止研修会の開催回数	—	1回	人事課

## 政策目標 9 生涯を通じた健康支援

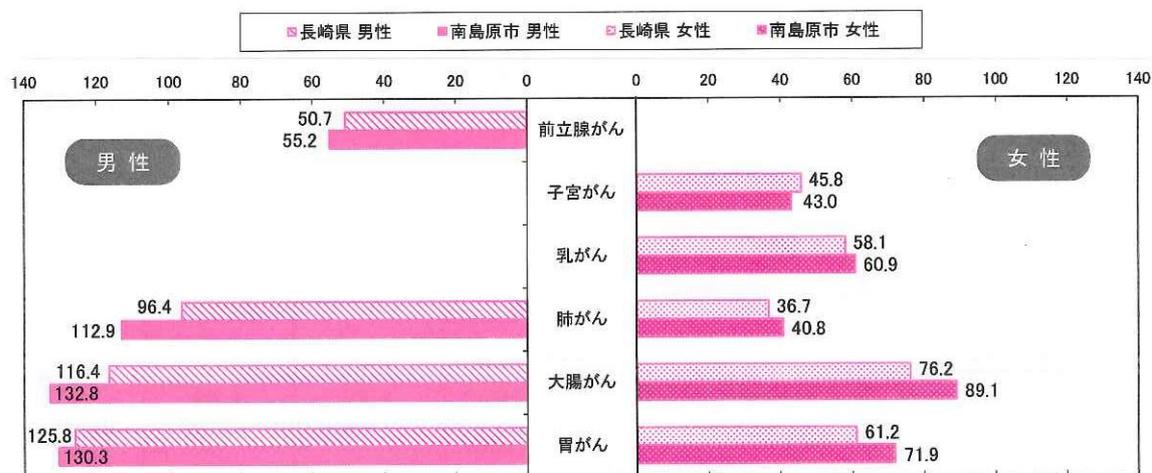
### ●現状と課題●

男性も女性も互いの特質を十分に理解し合い、人権を尊重しながら、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に欠くことのできない前提となっています。

また、疾患の罹患状況が男女間で異なるなど、生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応じた的確な健康支援を受けることが必要です。

特に、女性には妊娠や出産など男性とは異なるライフサイクルがあり、女性特有の疾病により生命の危険を伴うこともあります。そのため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>※</sup>（性と生殖の健康・権利）や性差の視点を持ち、女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進を図る必要があります。

■がん罹患率（人口 10 万対） 1985 年～2008 年



資料：平成 22 年度長崎県がん登録事業報告

### ※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康・権利）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つとして認識されています。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

●具体的な施策と取り組み内容●

男女が自己の健康を管理するため、性差に応じた健康づくりの推進や健康教育、相談体制を確立するとともに、女性については、妊娠や出産など男性と異なるライフサイクルに応じた適切な健康を支援するための対策の推進を図ります。

具体的な施策	取り組み内容	指標	実績値 (H22年度)	目標値 (H29年度)	所管課	
(1) 健康診査・健康教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康診査・健康教育の推進</li> <li>がん検診・がん予防健康教育の推進</li> <li>心の健康の保持</li> <li>生涯にわたるスポーツ活動の推進</li> </ul>	特定健診受診率	39.9%	65.0%	保険年金課	
		乳がん・子宮がん検診受診率	乳がん	24.5%	50.0%	健康対策課
			子宮がん	21.8%	50.0%	健康対策課
		心の健康づくり講演会開催回数	3回	3回	福祉課	
		スポーツ教室開催回数	3回	3回	スポーツ振興課	
(2) 妊娠・出産と乳幼児期における健康管理への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊産婦の健康支援の推進</li> <li>妊娠・出産、子育てに関わる相談体制の充実</li> </ul>	幼児健康診査受診率	96%	100%	こども未来課	
		妊産婦検診受診率	100%	100%	こども未来課	

## 政策目標 10 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

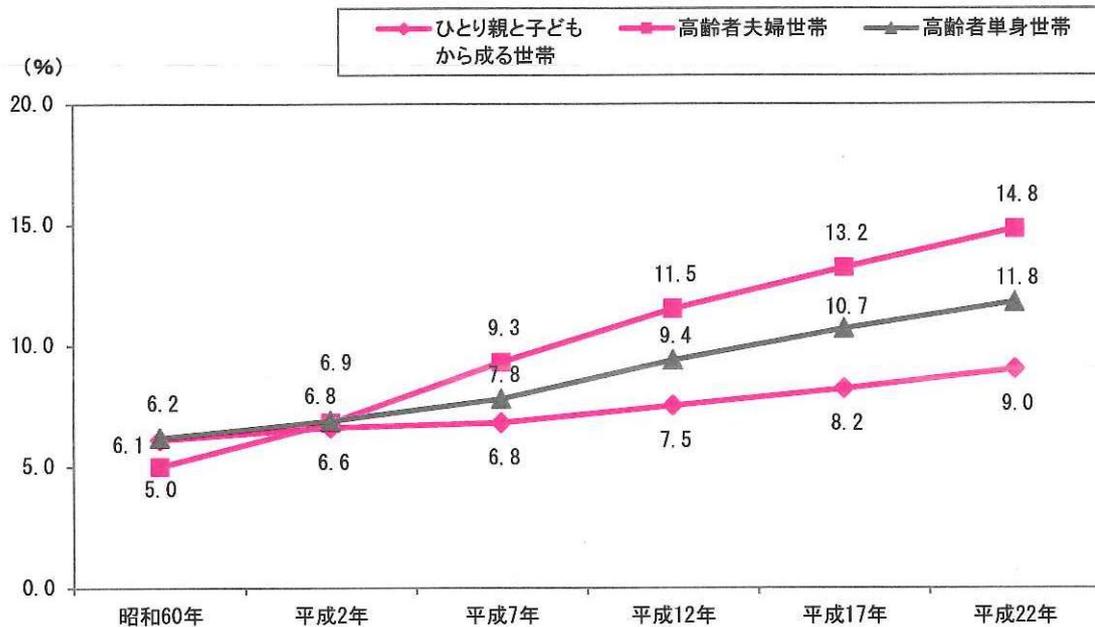
### ●現状と課題●

ひとり親世帯の相対的貧困率は比較的高く、特に母子世帯で高いという特徴があります。また、父子家庭の男性が地域で孤立するなど生活上困難な状況に陥りやすいとの現状もあり、ひとり親家庭の生活安定と自立促進については母子家庭だけでなく、父子家庭への支援策の充実も必要です。

さらに、高齢化が急速に進展する本市において、地域社会を豊かで活力ある社会としていくために、高齢者等も、一人ひとりが自立し誇りを持って社会参画できる環境づくりが必要です。

障がいのある人については、地域において障がいのない人と同じように生活し、あらゆる分野で社会参加できるような体制の充実を図る必要があります。

■一般世帯におけるひとり親世帯及び高齢者世帯の割合



資料：総務省「国勢調査」

●具体的な施策と取り組み内容●

男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる環境整備を進めます。

具体的な施策	取り組み内容	指標	実績値 (H22年度)	目標値 (H29年度)	所管課
(1) ひとり親家庭の生活安定と自立支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援の促進</li> <li>・相談体制の充実</li> </ul>	母子・父子 ・寡婦福祉医療助成件数	5,390件	継続	こども未来課
(2) 高齢者や障がいのある人への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の自立支援</li> <li>・障がいのある人への支援</li> </ul>	民生委員世帯訪問回数	11,203回	13,000回	福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談体制の充実</li> <li>・高齢者虐待防止対策の整備</li> </ul>	高齢者虐待相談件数	10件	継続	福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等への学習会の開催</li> </ul>	出前講座の開催回数	29回	24回	福祉課





## 第4章

---

# 計画の推進

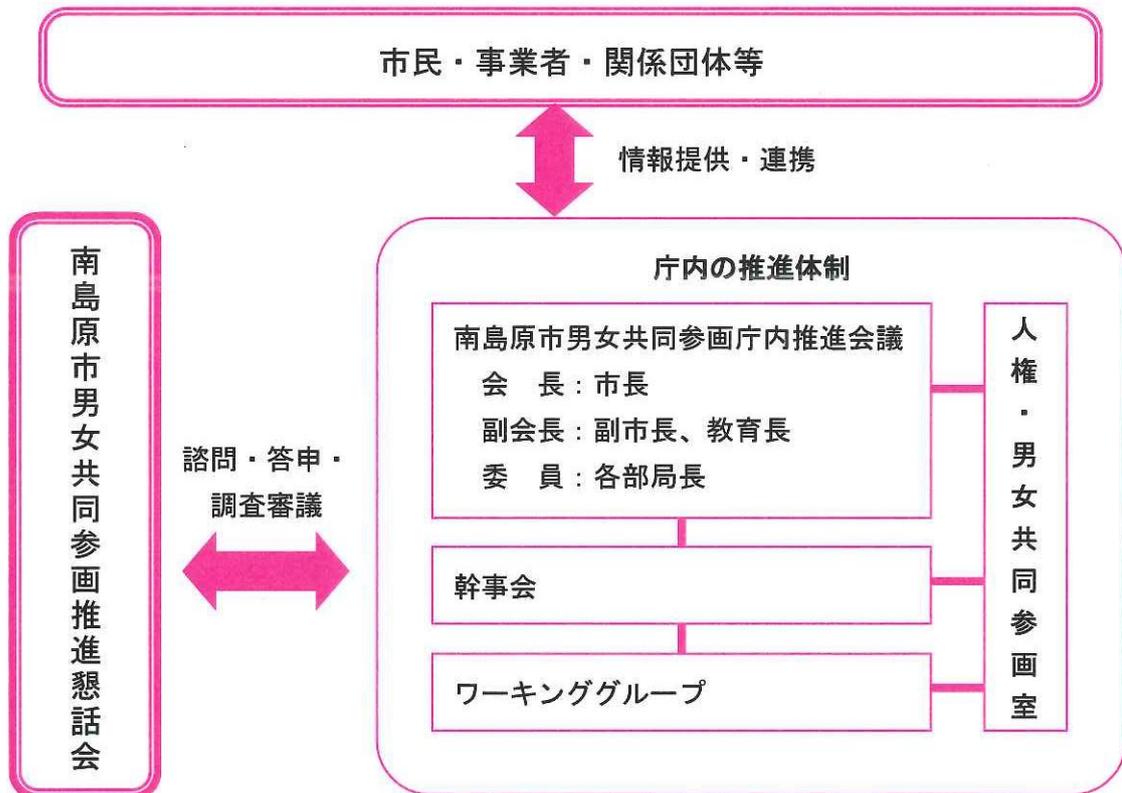
## 計画の推進

男女共同参画の推進を図るために、施策の取り組み状況を確認し、年次的に検証していきます。

施策の取り組み状況については、市長を会長とする「南島原市男女共同参画庁内推進会議」を中心に、市民で構成する「南島原市男女共同参画推進懇話会」の機能を十分に発揮させ、事業の充実を図ります。

また、男女共同参画の推進には、市民や事業者の担う役割も大きいため、情報提供に努めるほか、事業者との連携や関係団体との協働により、男女共同参画社会づくりに向けた活動やネットワークづくりを図ります。

市民一人ひとりが、男女共同参画社会の実現に向けて、家庭・学校・職場・地域などのあらゆる分野を通じて、男女共同参画社会づくりの取り組みに積極的に参画できる施策の推進を図ります。さらに、市民一人ひとりの声を反映するための仕組みづくりを整え、市民協働の男女共同参画社会づくりを目指します。



---

## 參考資料

# 南島原市男女共同参画推進懇話会設置要綱

## (設置)

第1条 本市の男女共同参画社会の形成促進を図るための施策について広く意見を聴取し、男女共同参画の施策の企画及び推進に資するため、南島原市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の調査研究に関すること。
- (2) 男女共同参画社会推進の提言に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会推進に関すること。

## (組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募に応じた者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第4条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 懇話会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

## (部会)

第6条 懇話会に、部会を置くことができる。

## (庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民生活部人権・男女共同参画室において処理する。

## (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この告示は、平成18年7月1日から施行する。

### (任期の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱する委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず

ず、平成20年3月31日までとする。

3 平成22年11月1日に委嘱する委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則（平成18年10月1日告示第199号）

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日告示第67号）

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日告示第35号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月1日告示第95号）

この告示は、平成22年11月1日から施行する。

## 南島原市女性人材バンク設置要綱

### (目的)

第1条 この告示は、各分野において識見又は経験を有する女性の情報を必要とする者に適切に情報を提供し、審議会等への女性の積極的登用を目指すため、南島原市女性人材バンク（以下「女性人材バンク」という。）を設置することを目的とする。

### (対象者)

第2条 女性人材バンクに登録できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に居住若しくは勤務し、又は市内の団体に所属している20歳以上75歳未満の女性
- (2) 次のいずれかの分野に関心のある者又は専門的知識若しくは技能を有している者
  - ア 人権・男女共同参画
  - イ 保健・医療
  - ウ 法律・行政
  - エ 福祉・介護
  - オ 環境
  - カ 国際交流
  - キ 農業・水産業・商業・工業
  - ク 建築・土木
  - ケ 育児・子育て
  - コ 教育・スポーツ
  - サ 文化・芸術
  - シ まちづくり・地域活動
  - ス NPO・各種ボランティア

### (登録方法)

第3条 女性人材バンクへの登録を申請しようとする者は、南島原市女性人材バンク登録申請書（別記様式）を市に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、登録することが適当と認められた者について、女性人材バンクへ登録するものとする。

3 登録に際しては、広い分野からの人材登録を基本とし、自薦・他薦を問わないものとする。他薦者には、申請書を送付し、登録について本人の承諾が得られた者を登録するものとする。

### (登録の周知)

第4条 市は、人材の発掘のため、市のホームページの利用、印刷物の配布その他適切な方法により周知に努める。

### (女性人材バンクの活用)

第5条 市長は、次に掲げるときに女性人材バンクを活用するものとする。

- (1) 市における各種審議会・委員会等の委員の人選をするとき。

- (2) 市において事業の推進のために女性の人材を必要とするとき。
- (3) セミナー等の講師の依頼及び各種研修会・イベント等の案内のために利用するとき。
- (4) その他市長が必要とするとき。

(情報の管理)

第6条 女性人材バンクに登録した情報の管理は、次に掲げるところによる。

- (1) 女性人材バンクに登録した個人情報、南島原市個人情報保護条例（平成18年南島原市条例第11号）の規定に基づき管理するものとする。
- (2) 女性人材バンクの内容の更新は、変更の申請があった時点で随時行うものとする。
- (3) 定期的に登録者の見直しを行うものとする。

(登録の抹消)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、女性人材バンクから登録を抹消するものとする。

- (1) 女性人材バンクから登録の抹消を申し出た者
- (2) 満75歳に達した者
- (3) その他市長が登録者としてふさわしくないと認めた者

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

南島原市女性人材バンク登録申請書

フリガナ		生年	年	月	日
氏名		月日			
住所	〒 電話 ( )				
職業					
勤務先	〒 電話 ( )				
所属団体名					
免許、資格、職歴等で参考になるものがありましたらご記入ください。					
国、地方公共団体などで審議会、委員会、その他委員として参加経験がありましたらご記入ください。					
任	期	会		の	名
		称		任	命
		機		関	
昭和・平成	年 月 日から				
昭和・平成	年 月 日まで				
昭和・平成	年 月 日から				
昭和・平成	年 月 日まで				
昭和・平成	年 月 日から				
昭和・平成	年 月 日まで				
専門、経験、関心のある分野に印をつけてください。(いくつでも結構です。)					
<input type="checkbox"/> 人権・男女共同参画		<input type="checkbox"/> 保健・医療		<input type="checkbox"/> 法律・行政	
<input type="checkbox"/> 福祉・介護		<input type="checkbox"/> 環境		<input type="checkbox"/> 国際交流	
<input type="checkbox"/> 農業・水産業・商業・工業		<input type="checkbox"/> 建築・土木		<input type="checkbox"/> 育児・子育て	
<input type="checkbox"/> 教育・スポーツ		<input type="checkbox"/> 文化・芸術		<input type="checkbox"/> まちづくり・地域活動	
<input type="checkbox"/> NPO・各種ボランティア					
南島原市女性人材バンク設置要綱第5条の規定により、市が女性人材バンクを活用するにあたり、上記内容の情報を市に提供することを承諾し、登録申請します。					
年 月 日					
氏名					印

# 南島原市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

## (設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の形成の促進に関し、本市の内部機関相互の総合的な連絡調整を図るため、南島原市男女共同参画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画計画に基づく施策の推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成について必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長、副会長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

## (会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、推進会議の議長となる。

2 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の定める順序によりその職務を代理する。

## (会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集する。

## (意見の聴取等)

第6条 推進会議は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

## (幹事会及びワーキンググループ)

第7条 推進会議に幹事会を置き、推進会議から委ねられた事項について調査研究する。

2 幹事会を構成する幹事は、会長が指名した課長及び室長をもって充て、市民生活部人権・男女共同参画室長を幹事長とする。

3 幹事長は、必要があると認めるときは幹事会を招集し、これを主宰する。

4 幹事会にワーキンググループを置き、幹事会から委ねられた男女共同参画施策の内容を個別に調査検討する。

5 ワーキンググループの構成員は、幹事長が指名した職員をもって充てる。

6 ワーキンググループは、必要に応じて幹事長が召集する。

## (庶務)

第8条 推進会議の庶務は、市民生活部人権・男女共同参画室において処理する。

## (委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年1月4日から施行する。

別表（第3条関係）

会長	市長
副会長	副市長 教育長
委員	総務部長 企画振興部長 市民生活部長 福祉保健部長 農林水産部長 建設部長 水道部長 議会事務局 農業委員会事務局 教育委員会事務局教育次長 監査委員事務局 衛生局長

## 南島原市男女共同参画推進懇話会委員名簿

	氏 名	団体・活動分野等	備 考
1	吉田 アツ子	島原人権擁護委員協議会	
2	金田 慶治	南島原市社会教育委員	会長
3	松島 奈美	長崎県男女共同参画推進員	
4	小川 絹子	南島原市民生委員児童委員協議会	
5	城谷 義文	南島原市商工会	
6	小野沢 節子	南島原市婦人会連絡協議会	
7	立石 謙作	南島原市P T A連合会	
8	城谷 高幸	南島原市認定農業者協議会	副会長
9	伊藤 智美香	南島原市食生活改善推進員協議会	
10	中村 浄子	南島原市保育会	
11	喜多 芳文	一般公募	
12	田中 朋子	一般公募	
13	馬場 公嘉	一般公募	
14	平木 勇	一般公募	
15	吉田 英一	南島原市福祉保健部こども未来課	

平成 24 年 7 月 1 日現在

# 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

## 目 次

### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第12条）

#### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

#### 第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公

共同体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### (都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

- 第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

- 第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

- 第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

- 第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

(施行期日)

- 第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

## 男女共同参画に関する動き（年表）

	世界の動き	日本の動き	長崎県の動き	南島原市の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際婦人年（目標：平等、発展、平和）</li> <li>国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題企画推進本部設置</li> <li>婦人問題企画推進会議開催</li> </ul>		
1976年 (昭和51年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>国立婦人教育会館開館</li> <li>「民法」改正（離婚復氏制度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題窓口（労政課）設置</li> </ul>	
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画」策定</li> </ul>		
1978年 (昭和53年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>長崎県婦人問題懇話会設置</li> <li>長崎県婦人関係行政推進会議設置</li> </ul>	
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>			
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン）「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女子差別撤廃条約署名</li> <li>「民法・家事審判法」改正（配偶者の相続分引き上げ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「生きがい育てる長崎県の婦人対策」策定</li> <li>婦人問題担当企画主幹配置</li> <li>第1回市町村担当課長会議開催</li> </ul>	
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ILO第156号条約（家族的責任条約）」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画後期重点目標」策定</li> </ul>		
1983年 (昭和58年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>長崎県婦人問題調査実施</li> </ul>	
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議（西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国籍法」改正</li> <li>「男女雇用機会均等法」公布</li> <li>「女子差別撤廃条約」批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ラジオミニ講座「女あれこれ」開始</li> <li>情報紙「女性ながさき」創刊</li> </ul>	
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大、婦人問題企画推進有識者会議開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画部婦人対策室設置</li> </ul>	
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> </ul>		
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連婦人の地位委員会拡大会期</li> <li>国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「2001ながさき女性プラン」策定</li> <li>婦人対策室を女性行政推進室に改称</li> </ul>	

	世界の動き	日本の動き	長崎県の動き	南島原市の動き
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」策定</li> <li>「育児休業法」公布</li> </ul>		
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題担当大臣任命</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「審議会等の委員への女性の登用促進要綱」制定</li> </ul>	
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連世界人権会議「ウィーン宣言」採択</li> <li>国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「パートタイム労働法」公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業生活資金創設</li> </ul>	
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画室設置</li> <li>男女共同参画審議会設置(政令)</li> <li>婦人問題企画推進本部を男女共同参画推進本部に改称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「2001ながさき女性プラン」第一次改定</li> <li>企画部参事監(女性行政担当)新設</li> </ul>	
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4回世界女性会議「一平等、開発、平和のための行動(北京)」「北京宣言及び行動綱領」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)</li> <li>「ILO第156号条約(家族的責任条約)」批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画部女性行政推進室を生活環境部女性行政推進室に改組</li> </ul>	
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足</li> <li>「男女共同参画2000年プラン」策定</li> <li>「優生保護法」を改正し、「母体保護法」公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ながさきキラキラ・ライフプラン~2001長崎県農山漁村女性ビジョン~」策定</li> </ul>	
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画審議会設置(法律)</li> <li>「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>「介護保険法」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会に向けての県民意識調査開始</li> <li>日韓海峡沿岸女性団体交流支援事業開始(平成9年~12年)</li> </ul>	
1998年 (平成10年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画フォーラム開催</li> </ul>	
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画社会基本法」公布・施行</li> <li>「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画の促進を規定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長崎県女性問題懇話会を長崎県男女共同参画懇話会に改組</li> <li>生活環境部女性行政推進室を県民生活環境部男女共同参画室に改組</li> </ul>	
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連特別総会「女性2000年会議開催(ニューヨーク)」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画基本計画」策定</li> <li>「ストーカー規制法」公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新世紀創造フォーラム開催</li> <li>「長崎県男女共同参画計画」策定</li> <li>長崎県男女共同参画推進本部設置</li> </ul>	

	世界の動き	日本の動き	長崎県の動き	南島原市の動き
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画会議設置</li> <li>男女共同参画局設置</li> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行</li> <li>第1回男女共同参画週間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施</li> </ul>	
2002年 (平成14年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>「長崎県男女共同参画推進条例」制定</li> <li>長崎県男女共同参画審議会設置</li> <li>長崎県男女共同参画推進員設置</li> </ul>	
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「次世代育成支援対策推進法」公布・施行</li> <li>母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」公布・施行</li> <li>「少子化社会対策基本法」公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「長崎県男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>	
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正</li> </ul>		
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画基本計画（第2次）」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長崎県男女共同参画推進センター設置</li> </ul>	
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女雇用機会均等法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民生活環境部(男女共同参画担当)を県民生活部参事監(男女共同参画担当)に改組</li> <li>県民生活環境部男女共同参画室を県民生活部男女共同参画室に改組</li> <li>長崎県DV対策基本計画策定</li> <li>長崎県男女共同参画推進本部を長崎県男女共同参画推進会議に改組</li> <li>男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>南島原市発足</li> <li>南島原市男女共同参画推進懇話会設置</li> </ul>
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正</li> <li>「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「長崎県男女共同参画基本計画（改定版）」策定</li> <li>県民生活部参事監(男女共同参画担当)を県民生活部次長に改組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民生活部市民課人権推進班から企画振興部人権・男女共同参画室に改組</li> <li>男女共同参画社会に向けての市民意識調査実施</li> </ul>

	世界の動き	日本の動き	長崎県の動き	南島原市の動き
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府に仕事と生活の調和推進室を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民生活部男女共同参画室を県民生活部男女参画・県民協働課に改組</li> <li>「長崎県子育て条例」公布・施行</li> <li>男女共同参画フォーラム in ながさきの開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「南島原市男女共同参画計画」策定</li> <li>企画振興部人権・男女共同参画室から市民生活部人権・男女共同参画室に改組</li> </ul>
2009年 (平成21年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施</li> <li>「第2次長崎県DV対策基本計画」策定</li> </ul>	
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」記念会合)(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第3次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>南島原市男女共同参画推進懇話会機関紙「ハーモニー通信」(第1号、第2号)発行</li> </ul>
2011年 (平成23年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>「第2次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン～」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>南島原市配偶者暴力相談支援センター開設</li> <li>南島原市女性人材バンク設置</li> </ul>
2012年 (平成24年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>県民生活部男女参画・県民協働課を県民生活部男女共同参画室に改組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>南島原市男女共同参画庁内推進会議設置</li> <li>男女共同参画社会に向けての市民意識調査実施</li> <li>南島原市男女共同参画推進懇話会機関紙「ハーモニー通信」(第3号、第4号)発行</li> </ul>
2013年 (平成25年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>「第2次南島原市男女共同参画計画」策定</li> </ul>



## 第2次南島原市男女共同参画計画

平成 25 年 3 月発行

発行 南島原市  
編集 南島原市市民生活部  
人権・男女共同参画室  
南島原市西有家町里坊 96 番地 2  
TEL 050-3381-5000(代)